



\*\*\*\*\*

### 今月のテーマ **所得税の計算方法**

過去のTaxNewsで所得税に関して改正内容や各項目をいくつもご紹介してきました。ところが根本的な所得税の計算構造について、これまで取り上げてきていませんでした。令和2年分の確定申告を間近に控えた今回、改めて所得税の計算方法をご紹介します。なお、今回は[居住者](#)の確定申告を前提としております。また所得税の計算方法について理解を深めるためにこちらの[リンク](#)も参照ください。

#### 1. 課税対象となる所得

サラリーマンは勤務先から給与を受け取り、八百屋さんは野菜などを仕入、それを売ってお客さんから代金を受け取ります。このように個人が得た所得(もうけ)に対して所得税が課税されますが、所得税法では課税対象となる所得(原則として収入から経費を控除した金額になります)を給与所得、不動産所得といった[10種類](#)に分類しています。また、他の税金と同じように社会政策などの理由で所得税が課税されない[非課税所得](#)も存在します。

#### 2. 総合課税と分離課税

10種類に分類された所得は、総合課税と分離課税という2つの課税方式に区分されます。分離課税については、更に源泉分離課税と申告分離課税の2つに区分が行われます。

##### (1) 総合課税

総合課税とは複数の所得を合算して一つの課税対象とする方法です。例えばTaxNews[No.020](#)でご紹介したサラリーマン大家の場合、給与と不動産の2つの所得を合算してその年の所得金額を計算することになります。

##### (2) 源泉分離課税

源泉分離課税とは、他の所得と分離して、所得を支払う者が支払い時に一定の税率で所得税を源泉徴収し、それだけで所得税の納税を簡潔させる方法です。預貯金の利息を受け取るときに所得税が差し引かれるのはこのためです。

##### (3) 申告分離課税

申告分離課税とは、他の所得と分離して所得税を計算する点で源泉分離課税と同じですが、総合課税の所得とは合算せずに、所得の種類に応じて区分して所得税を計算するという違いがあります。土地や建物の譲渡、株式や先物などの投資で発生した所得について申告分離課税が適用されます。

課税方式	対象となる所得
総合課税	利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得 ・譲渡所得(土地、建物等及び株式等の譲渡を除く)・一時所得・雑所得
源泉分離課税	退職所得※・利子所得(総合課税又は申告分離課税の対象となるものを除く) ・一定の配当所得・一定の雑所得
申告分離課税	退職所得※・山林所得・土地、建物等の譲渡所得等・株式等の譲渡所得等 ・一定の利子所得・一定の雑所得

※退職所得は「退職所得の受給に関する申告書」の提出があれば源泉分離課税に、提出がなければ申告分離課税の対象となります。

#### 3. 所得控除

社会保険料控除や生命保険料控除、配偶者控除や扶養控除などのいわゆる所得控除は、一定の順序により上記の総合課税の所得とそれぞれの分離課税の所得の金額から控除します。

#### 4. 所得税額の合算

所得控除を控除した総合課税の所得とそれぞれの分離課税の所得の金額ごとに所得税率を乗じて所得税額を計算します。別々に計算された所得税は最後に合算されます。この合算した金額から住宅ローン控除などの税額控除がマイナスされ、復興特別所得税が加算された金額がその年分の所得税額となります。そして、そこから所得税の前払である源泉徴収されていた所得税額や予定納税額をマイナスして納付又は還付すべき所得税額が計算されます。